

委員会提出議案第1号

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年3月20日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 上三信 彰

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総合政策委員会 12人 市長公室、<u>都市戦略本部</u>、政策局、総務局、 財政局、経済局、出納室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項（予算委員会の所管に属するものを除く。次号から第5号までにおいて同じ。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項 (2)～(6) [略] 2・3 [略] 4 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負契約及び財産の取得又は処分に関する事項は、それぞれ当該請負契約及び財産の取得又は処分に係る施設、財産等の所管部等を所管する常任委員会が所管するものとする。</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総合政策委員会 12人 市長公室、<u>行財政改革推進本部</u>、政策局、総務局、財政局、経済局、出納室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項（予算委員会の所管に属するものを除く。次号から第5号までにおいて同じ。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項 (2)～(6) [略] 2・3 [略] 4 前項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負契約及び財産の取得又は処分に関する事項は、それぞれ当該請負契約及び財産の取得又は処分に係る施設、財産等の所管部等を所管する常任委員会が所管するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例第2条第1項第1号の総合政策委員会に付託されている事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市議会委員会条例第2条第1項第1号の総合政策委員会に付託されたものとみなす。